

子どもの森整備調査業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

1. 本実施要綱の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業目的

昨今の子育て世代をとりまく環境の変化や地域コミュニティの希薄化等が社会問題となっている現状を踏まえ、複合的機能を有する子育て支援拠点（以下「子どもの森」という）を整備し、これをもって、「子ども」と「子育て世帯」を支える石岡らしい子育て環境づくりを目指す。そこで、機能面や整備等について、将来の市のまちづくり、ランドデザインを踏まえ駅周辺地域を中心とした調査・検討を行い、候補地を選定する。

※「子どもの森」整備において、現在予定している機能

統合保育所、児童館、子育て世代包括支援センター、学習支援施設等

3. 事業概要

(1) 事業名称 子どもの森整備調査業務委託

(2) 発注者 石岡市

(3) 委託期間 契約締結日から令和元年12月27日まで

(4) 納入期限 「子どもの森整備調査業務委託仕様書」のとおり

(5) 業務内容 「子どもの森整備調査業務委託仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せで変更の可能性がある。

(6) 見積限度額 1,980,000 円の範囲内とする。

(消費税及び地方消費税を含む。)

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

(1) 「平成31.32年度石岡市建設工事、建設コンサルタント等入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登録されている法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者で

ないこと。

- (3) 石岡市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 石岡暴力団排除条例(平成23年8月11日石岡市条例第17号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。
- (7) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5. 選考スケジュール

次のとおりとする

実施内容	期日等
①募集開始	令和元年8月1日(木)
②参加申込	令和元年8月1日(木)～令和元年8月9日(金)
③質問の受付期間	令和元年8月1日(木)～令和元年8月9日(金)
④市からの質問回答日	令和元年8月16日(金)
⑤企画提案書等の提出期限	令和元年8月21日(水)
⑥書類選考結果の公表	令和元年8月23日(金)
⑦選考委員会(プレゼン)	令和元年8月29日(木)予定
⑧結果の通知	令和元年9月4日(水)予定
⑨契約の締結	令和元年9月中旬予定

6. 実施要項等の配布について

(1) 配布期間

令和元年8月1日(木)～

(2) 配布方法

石岡市ホームページからダウンロード

参加申込等、公募に関する資料・様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

〔石岡市ホームページ〕 <http://www.city.ishioka.lg.jp/>

7. 参加申込書の提出について

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を受付期間内に提出すること。受付期間内に提出がなかった場合は、参加の意思がないものとみなす。

(1) 受付期間

令和元年 8 月 1 日(木)～令和元年 8 月 9 日(金)

※土曜日・日曜日・祝日を除く

(2) 受付時間

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 まで

(3) 受付場所

石岡市保健福祉部こども福祉課 保育担当

〒315-0864 石岡市石岡一丁目 1 番地 1

電話番号 0299-23-1111 内線 7181

(4) 受付方法

郵便又は持参によることとし、郵便による場合は、受付期間内必着の書留郵便に限る。また、持参による提出の場合は受付時間に注意すること。

(5) 必要書類

ア 参加申込書（様式第 1 号） 1 部

イ 会社概要書（様式第 3 号） 1 部

(6) 辞退表明

参加意思表明後に辞退を表明する場合は速やかに事務局へ連絡し、指示に従うこと。

8. 質問の受付について

(1) 受付期間

令和元年 8 月 1 日(木)～令和元年 8 月 9 日(金)午後 5 時 00 分

(2) 質問方法

所定の質問書（様式第 7 号）に必要事項を記入の上、事務局に電子メールにて提出すること。電子メール送信後、事務局まで電話にて送信確認をすること。

(3) 回答

個別回答はしない。回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和元年 8 月 16 日(金)に石岡市ホームページへ掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時石岡市ホームページへ回答を掲載する。

9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	参加申込書 (様式第1号)	
②	提案書表紙 (様式第2号)	
③	企画提案書 (任意様式)	記載内容については、本実施要綱9(2)を参照すること。
④	会社概要書 (様式第3号)	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。
⑤	参加資格確認書(様式第4号)	
⑥	事業実績書 (様式第5号)	
⑦	事業執行体制 (様式第6号)	事業の実施体制(事業責任者及び担当者の氏名等)について記載すること。
⑧	見積書 (任意様式)	内訳(人件費、直接経費、一般管理費等)について、積算根拠を詳細に記載すること。
⑨	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3ヵ月以内のもの)
⑩	納税証明書(国税・法人県民税)	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)」 (発行後3ヵ月以内のもの)
⑪	納税証明書(法人市町村民税、固定資産税)	市内に事業所等がある場合のみ、直近2年分、発行後3ヵ月以内のもの
⑫	印鑑証明書	発行後3ヵ月以内のもの
⑬	委任状 (任意様式)	支店等を代理人とする場合

(2) 企画提案書(任意様式)

企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。ただし表現の用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

(3) 提出方法

・持参または郵送(配達証明書、到着日時の記録が残るものを使用すること)に

より事務局へ提出すること

・正本（提出書類の②～⑬を綴ったもの）を1部，副本（②・③・⑥・⑧のみコピーしたもの）を5部提出すること。

(4) 提出期限

令和元年8月21日(水)午後5時までに必着

※提出期限内であれば，再提出（差し替え含む）は可能とする。

10. 選考委員会（プレゼンテーション）について

(1) 実施日

令和元年8月29日(木) 午前9時00分から（予定）

※実施の詳細については，参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1者につき，準備5分以内，プレゼンテーション20分以内，質疑応答15分程度とする。ただし，参加事業者が多数の場合は，実施時間等を短縮することがある。

(4) 実施内容

- ・プレゼンテーションは，提出した企画提案書等をもとに行うこと。
- ・プレゼンテーションの出席者は，1社について3人以内とする。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン，マイク，プロジェクター設置を含む）については，事務局で行う。ただし，パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので，必要に応じて各自準備すること。

11. 選考方法について

(1) 委託事業者は，公募型プロポーザル方式により選考する。

(2) 選考は，選考委員会において定めた「子どもの森整備調査業務委託評価基準表」に基づき，企画提案書，プレゼンテーションの内容により審査する。なお，審査基準項目及び着眼点等については，以下のとおりとする。

審査基準項目	着 眼 点 等
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行が確実に行われている人員確保，体制（組織の機構等）がとられているか。・総括責任者および担当者は，本業務に必要な能力・経験・専門性等を有しているか。・同種業務事業実績があり，その知識やノウハウ，経験等を十分生かせることが期待できるか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理体制は整っているか。
2 本業務に対する認識 ・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、内容を十分に理解した提案になっているか。 ・石岡市の現状や課題の特徴を捉えているか。 ・国や県の子育て支援の現状分析を把握しているか。
3 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールが明確に示され、適切なものになっているか。 ・市民にわかりやすい報告書になるよう提案しているか。 ・職員負担軽減が図れる提案となっているか。
4 費用の積算	<ul style="list-style-type: none"> ・他社と比較して金額が妥当であるか。 ・費用の積算は、合理的な内容になっているか。

- (3) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただしその者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (4) 最も高い評価点を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (5) 参加事業者が、1社の場合は、選考委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、選考しないものとする。

12. 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は参加事業者に対し、令和元年9月4日（水）までに通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

13. 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の事業者と交渉を行うこととする。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上改めて見積書を提出させ、随意契約による契約の手続きを行うこととする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、石岡市財務規則第145条第1項に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし同項第1号から第7号のいずれかの規定により保証金の全部又は一部の納付を免除する

ことができる。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

14. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限を超過した問い合わせ及び書類の追加・修正には応じない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等の返却は行わないものとする。ただし、内容等については、参加者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではない。